

統合生物学委員会・基礎生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：生態科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	○統合生物学委員会 基礎生物学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	生態科学とその関連分野に関して、特に生物多様性の理解と保全や人と自然の共生について、今後発展すべき研究テーマや学際的連携、さらには、必要な科学行政の施策について審議するとともに、分野の成果を社会に発信する。 具体的な学際連携としては、基礎生物学委員会及び農学委員会と合同で設置する植物科学分科会、農学委員会の元に設置する林学分科会、環境学委員会と合同で設置する自然環境分科会との連携を図るとともに、環境省などとの情報交換も行なって、意思の表出や社会や国民との対話を行う。
4	審議事項	1. 生態科学の生命科学との接点の充実の施策 2. 生態科学の環境科学への貢献を推進する施策に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年1月25日～令和8年9月30日
6	備考	